

始



10
1 2 3 4 5 6 7 8 9
10
1 2 3 4

特 116

372

大正十四年知多郡八ヶ町村在郷軍人青年聯合演習記事

帝國在郷軍人會知多郡聯合分會

特116
372

第一口緒



一 二 三 四 五 附 記

言 繪 章 章

目 次

對抗野外演習之光景

企圖

計畫

準備計畫及交涉

一般計畫

演習計畫

兵器彈藥

經理

現役部隊電車輸送

協議會

演習規定

準備教育標準

大正
15. 2. 27
內交

第三章

實施

一 聯合分會長訓示

演習地

想定及指導要領

演習の経過

安藤民間飛行機の活動 宣傳

対抗野外演習経過要圖

分會青年團の活動

講評及訓示

地方に及ぼしたる軍事的影響
經費

將來に關する意見

演習準備計畫參與分會長

第四章
附記
結言

緒言

大戰の我邦に及ぼせる影響は蓋し複雜煩多を極め社會の凡ゆる方面に亘り波瀾重疊科學に思想に教育に經濟に外交に軍事に一大進展發達を促せるは否定すべからざる事實なるも吾人をして最も悲憤措く能はざらしむる所のものは國民精神の弛緩動搖にして之に伴ふの内憂外患は神聖無比の皇國に一大脅威を感じざる能はず夙夜兢々として前途を思ふ治に居て亂を忘れず一旦緩急馳せて義勇公に奉すべき在郷軍人たるもの誰れか畏多も幾度か下賜せられたる聖訓を奉體して海岳の宏恩に酬ひ奉らんことを期せざるものあらむや稀に見る在郷軍人青年聯合野外演習は國民精神振興を期せんとする一社會運動にして此が記録を後に遺す亦徒爾ならざるを思ふ他日企圖を同ふするものゝ一粲たるを得ば幸甚なり若し夫れ本計畫の完璧ならざるあるに至りては大方諸賢

の高教を請ふ所なり

本演習準備計畫に關しては煩を厭はず詳述し以て此種演習に於ける計畫には如何に努力を拂ふべきやを知るに供せり

本演習準備計畫に關し熱心懇切なる援助と多大の勞を寄せられたる名古屋聯隊區司令部足立中佐、歩兵第六聯隊松崎中佐、又直接演習の實施に赤誠懇篤なる指導を與へられたる同聯隊大隊長秦少佐各位に對し深甚なる謝意を表し經費其他に關し斡旋の勞を添ふし多大の聲援を與へられたる板津知多郡長及關係町村長各位の芳情を衷心より感謝し又克く和衷協同事に當られたる關係青年團長各位の多勞を拜謝す

大正十四年十二月

帝國在郷軍人會知多郡聯合分會長 菅沼來

(一其) 習演外野合聯年青人軍鄉在ル於ニ部東子舞新月九年四十正大

(二其) 習演外野合聯年青人軍鄉在ル於ニ部東子舞新月九年四十正大





（三其）習演外野合聯年青人軍鄉在ル於ニ部東子舞新月九年四十正大



（四其）習演外野合聯年青人軍鄉在ル於ニ部東子舞新月九年四十正大

知多郡八ヶ町村在郷軍人青年聯合演習記事

第一章 企圖

帝國在郷軍人會知多郡町村分會の一部に於ては兼ねて在郷軍人青年聯合野外演習を行はんとする企圖ありしも容易に之れを實行するの機會を得ず延て大正十四年三月聯合分會に於て分會長會議開催せらるゝに至り聯合分會は之れを機として意見を需め八ヶ町村分會の讃同を得本年秋季に於て本演習の決行を期し具体的計畫は適宜の時機に於て開かるべき協議會に譲るべく協定したり

第二章 計畫

一 準備計畫及交渉

四月二十八日演習參加を希望せる横須賀町、八幡町、岡田町、旭村、三和村、大野町、鬼崎村、常滑町、各分會長第一回協議會を大野町役場に開き演習準備方針として準備規定を協定すること左の如し

大正十四年知多郡聯合分會演習準備規定

第一條 大正十四年知多郡聯合分會野外演習に參加すべき分會名左の如し

横須賀町、八幡町、旭村、岡田町、三和村、大野町、鬼崎村、常滑町

第二條 演習計畫及指導は名古屋聯隊區司令部に依頼するものとす

第三條 演習に要する費用は參加分會の負擔とす

第四條 準備事務は各分會に於て分擔す其擔任區分別表の如し

第五條 準備事務擔任分會は常に相互の連絡を密にし事務の進行を迅速圓滿ならしむるを要す

第六條 演習期日は十月一日とす

第七條 參加各分會は參加人員を在郷軍人と青年とに區別し指揮者官等氏名と共に九月一日迄に指導

部に報告し爾後の異動は其都度通報するものとす

別 表

準備業務擔任區分表					
擔 任 分 會 名	區	分	業 務 ノ 概 要		
聯合	指導部	一般指導監督外部トノ交渉演習ニ關スル指示通報等			
旭田町村	庶務部	宣傳警備湯茶ノ供給應急救護事務等			
岡田町村	兵器部	兵器ノ借用、運搬、分配、返納、空包ノ調達等			
横須賀町	接待部	來賓見學者ニ案内狀ノ發送、演習地ヘ誘導會食設備、來賓接待等			
八幡町	會計部	各部費用証據書類取纏參加分會ニ支出額配當仕拂決算報告等			
三大和野村町村					
鬼常滑崎町村					

備 考 諸般ノ準備ハ演習日五日前ニ完了スルヲ要ス但兵器ノ借用空包申込ノ如キハ可成早キヲ要シ空包ハ使用一ヶ月前ニ遅ル、コトナク申込ヲ要ス

五月十一日演習計畫要領を名古屋聯隊區司令部に送付し計畫の立案を依頼す計畫要領左の如し

演習計畫要領

一、目的 在郷軍人青年の軍事訓練地方一般軍事思想普及並國民精神の振興

二、參加町村分會及參加人員見込概數

參 加 分 會 略 す

參加人員見込概數

在 鄉 軍 人 六七〇人

青 年 六二〇人

計 一二九〇人

三、演習期日 大正十四年十月一日（後九月二十七日ニ變更）全日正午より午后一時迄の間に終了

四、演習地 參加町村行政區を包含する地區及其附近但新舞子東方地區附近にて終了

五、現役者の參加

指揮者中隊上

機関銃挺砲に要する人員

演習部隊行動直接指導者

歩兵、騎兵、飛行、通信各隊の一部

四

六月十五日聯合分會長は名古屋聯隊區司令部を訪ひ主任將校と協議し共に歩兵第六聯隊に至り交渉の結果演習指導現役部隊參加に關し左の如く協定せり

歩兵第六聯隊は九月下旬鳴海附近に於て第三期未檢閱の豫定に付其の歸途歩兵一大隊機關銃中隊を演習指導の爲派遣す其人員約四百名馬匹十五頭とす

右參加部隊は九月二十六日演習地に至り宿營し翌二十七日演習に參加指導す

本協定に關しては時日なきと歩兵部隊演習費削減等の爲め頗る困難なる問題なりしも師團長外關係上長の好感激勵と聯隊長の熱誠とに依り其の目的を達したるは欣幸とする所なり

二 一 般 計 畫

延長四里の地域に散在する八ヶ町村分會を統一して演習準備計畫に遺憾ながらしむる爲め會合を成るべく専からしめ然も圓滿満足なく事務を進捗せしめんが爲には特に意を用ゆる周匝なるを要するは論を俟たず此の意義に於て各部各分會の業務豫定を規畫し相互の連繋と準備に遗漏なきを期し左の業務豫定表を配頒したり

大正十四年秋季演習ニ關スル業務豫定表

區分	業 務
一、	演習計畫ハ九月一日迄ニ聯隊區司令部ヨリ受領ス
二、	見學用書類ハ九月二十日迄ニ準備ヲ完了ス

三、演習參加者教育標準經費豫算ハ七月十五日各分會へ交付ス
 四、參加者兵種階級別人員表將校下士人名表ハ八月末日迄ニ各分會ヨリ受領ス以後ノ異動ハ其都度通報ヲ受ク
 五、各分會經費負擔金ハ別表ニ基キ八月三日迄ニ各分會ヨリ受領ス預金ハ銀行ニ預ケ入レ保管ス
 六、各部ニ要スル前渡金ハ其見込額ヲ主任分會長ヨリ八月三日迄ニ通報ヲ受ク
 七、右通報ニ基キ前渡金ヲ九月十日迄ニ主任分會長へ送金ス
 八、支拂ニ關スル請求書及証據書類ハ演習終了後十日迄ニ會計部ヨリ受領シ審査ノ上十一月二十日迄ニ支拂ヲ完了ス
 九、演習記事將來ニ關スル意見ハ演習終了後二週日迄ニ各分會ヨリ受領ス
 一〇、演習當日警備ノ爲メ横須賀警察署長ニ應援ヲ依頼ス(九月上旬)

担任 岡田、○旭分會

一、宣傳、警備、湯茶ノ供給、應急救護設備、間食分配、閱兵分列式講評場ノ設備ニ關シ規定シ八月三日迄ニ指導部ニ報告ス
 二、標旗、徽章、白帶ハ九月二十日迄ニ調達ス

擔任 ○横須賀、八幡分會

一、師團兵器借用空包擬砲火ノ申込ハ遲クモ八月十五日迄ニ終了ス
 二、兵器借用運搬分配返納方法ヲ規定シ八月三日迄ニ指導部及各分會へ通報ス
 三、乾麵匏讓受ノ申込ハ七月三日迄ニ了ス其受領運搬方法ニ關シ規定シ八月三日迄

部	ニ指導部及各分會ニ送付ス
接待部	四、以上ニ關スル實費ハ師團ノ規定ニ依リ支拂ノ手續ヲ爲ス 擔任 ○大野、三和分會 一、來賓案内狀ハ演習日一週日前ニ發送ヲ了ス 二、來賓見學者ノ爲演習地へ誘導、來賓休憩所、晝食、宴會ノ諸準備ハ演習前日迄ニ完了ス 三、以上立案ハ八月三日迄ニ指導部ニ通報ス
會計部	擔任 ○常滑、鬼崎分會 一、各部ノ前渡金ノ支拂ニ關スル証據書類ハ演習終了后五日迄ニ各主任分會長ヨリ受領ス 二、後拂ノ分ハ各擔任分會每ニ其主任分會長ヨリ請求書ヲ証憑書類ト共ニ演習終了后五日迄ニ受領ス 三、前項ノ書類ハ之ヲ調査シ主任分會長認印ノ上演習終了后十日迄ニ指導部ニ送付ス
各部	一、各部ニ要スル前渡金ハ其見込額ヲ主任分會長ヨリ八月三日迄ニ指導部ニ報告ス 二、各部支拂ニ關スル請求書及証憑書類ハ演習終了后五日迄ニ會計主任分會長ニ送付ス 三、將來ニ關スル意見ヲ演習終了后二週日迄ニ指導部ニ報告ス

各分會備考	一、參加者兵種階級別人員參加將校下士人名ハ別表ニ記入シ八月三日迄ニ指導部ニ報告シ其ノ後ノ異動ハ其ノ都度報告ス 二、經費負擔額ハ八月三日迄ニ指導部菅沼大佐ニ送付ス 三、演習終了後二週日迄ニ左ノ事項ヲ聯合分會長ニ報告ス 演習記事（參加人員、行動ノ概要、其他必要ナル事項） 將來ニ關スル意見
	一、指導部ヘ送付スペキ書類ハ大野町役場氣付菅沼來宛トス 二、各部ヨリ各分會ヘ同時ニ送付スペキ書類ハ取纏メ指導部宛發送シ指導部ハ之レヲ各分會ヘ分送ス 三、本表中擔任分會ニ〇ヲ附スルモノハ主任分會トス

三 演習計畫

演習計畫の大要左の如し其の實施は九月二十七日とす

- 演習の目的 在郷軍人及青年の軍事智識を向上し一般軍事思想を普及し併せて剛健なる國民精神を振作せんとするにあり
- 演習部隊 横須賀、八幡、岡田、大野、三和、旭、鬼崎、常滑、各町村の參加團隊を南北兩軍に分ち各一ヶ大隊を編成し之に現役歩兵一大隊を各中隊に分属す
- 對抗演習 南北兩軍を對抗せしめ新舞子東方地區に於て攻撃防禦追擊退却の演習を行ふ

四、閱兵及講評

八

演習終了の後新舞子に於て參加部隊の閱兵及演習に關する講評を行ふ

對抗演習は地形偵察の結果初期の攻防を日長東方地區に行ふ如く計畫したるも空包拂下出願に要する彈藥讓受認可證を地方長官に申請したる交渉に依り始めて日長東方高地附近は禁獵區なることを知り遺憾ながら之れが計畫を變更せざるべからざるの必要を生じ計畫主任者たる聯隊區司令部々員の簡閱点呼執行官として他行せらるゝ等の事故と相俟ちて止むを得ざる煩累を構せしも歩兵第六聯隊主任者と交渉を重ね既定計畫の一部を修正し禁獵地區を避け新舞子東方地區に於て豫定の演習を實施することとなしたるは意外の事にして唯に地理實查の遺漏を恨むのみ

四 兵 器 弹 藥

兵器彈藥は近く配布を受けたる第三師團部外團隊に對する軍用物件貸與並彈藥拂下規定に基つき師團保管の兵器を借用し空包の拂下を受くる如く計畫したり然るに師團保管の小銃は其數僅に二百七十には私用木銃を代用し猶不足の分は代用棒を携行せしむることせり

借用兵器、拂下彈藥、代用煙火員數は左の如く兵器彈藥の借用拂下は之れを第三師團長に出願し代用煙火は便宜上其の調辨を歩兵第六聯隊に依託したり

三八式步兵銃、三〇式銃劍屬品革具各々二百七十、小銃空包一三五〇、機關銃空包一〇〇〇、砲火代用煙火二〇

然るに機關銃空包は拂下げられざるに依り代用煙火を以てし砲火代用と共に金參拾圓に價する煙火を

調達したり

爰に空包拂下を受くるに關し容易ならざる煩累を生じたることを記し以て他日の参考に資せんとする
空包拂下を出願するには拂下規定に基づき其員數千發以上なるときは地方長官の讓受認可證の添付を要し而かも使用期日一ヶ月前に出願せざるべならず故に其の時日を見込み地方長官に對し讓受認可證を申請したるも空包使用場所たる日長東方地區は禁獵區なる等の關係より再三交渉せるも容易に認可を得られず出願者は特に地方廳に出頭して交渉を遂げ漸く認可證を受け出願期日を経過したるも已むべからざる理由を具申し辛ふじて拂下を受くることを得たり

次に兵器の分配返納には最も苦心せる所にして先づ遠隔せる名古屋兵器支廠に就きて受領し各々異なる數を各地の分會に定時に分配し使用後は更に速に之れを返納せざるべからず幸に兵器主任分會長及助手の熱心なる努力に仍り演習前日自動車を以て分會所在の町村役場に運搬して分配し演習後直に之れを收集し更に自動車に依り名古屋兵器支廠に還送し故障なく返納することを得たり

五 經 理

本演習に要する經費は始め之れを參加各分會の負擔と定めたるも分會亦之れが豫算なく一に所屬町村費に俟たざるべからず而して之れが爲めには先づ町村長の諒解贊同を得るを要す即ち豫算を編成し協賛を需むる爲め七月六日關係町村長協議會を開き郡長亦之れに列して聲援せられ經費の町村負擔を圓満に協定したるも其の分擔配當率は戸數、納稅額、在郷軍人數の三項を基礎とし案分算出せる額とすることに定め困難なる問題も容易に解決を見たるは感謝する所なり

豫算總額は概算一千五百圓、内譯兵器費三五〇圓、給與費七七二圓、接待費一八〇圓、雜費一五五圓
豫備二〇〇圓にして其町村配當負擔額左の如し

横須賀町	二五一圓	八幡町	二七二圓
岡田町	一一一圓	旭村	一七五圓
三和村	一五九圓	大野町	九六圓
鬼崎村	一三三圓	常滑町	三〇三圓

演習參加員に對する給與は間食として乾麵麪を、加給品として折詰辨當を給すべく協定せしも乾麵麪は其の拂下を師團長に出願したるに對し直接糧秣本廠より拂下げらるゝことゝなり其の價格豫定に超過せるを以て之れを中止し代へて記念繪端書を給し又現役部隊將卒には記念品として、タオル、一筋を寄贈することゝせり

豫算編成の必要上始め各分會の見込んだる演習參加人員は概數總員一千三百名なりしも經費負擔配當額の確定と共に各分會は之れに比例せる參加人員を定むるの必要を生じ協定の結果分會の參加定員を左の如く定め之れに超過せる場合は給與費として超過人員一人に付金四拾錢を負擔することゝしたり然るに演習期日の近迫するに從つて人氣大に加はり遂に演習當日の出場人員實に千七百餘人を算する至りたり

演習參加定員

横須賀 二二八 八幡 二三六 岡田 九六

大野 八三 三和 一三八 旭 一五二
鬼崎 一一五 常滑 二六三

附記

本演習指導の爲め參加せられたる歩兵第六聯隊第一大隊機關銃中隊は連日鳴海附近に於ける第三期末檢閱受檢の爲め日夜の行動に多大の疲勞にも拘らず檢閱直後更に數里の行軍を以て本演習地に到着し翌日早旦より演習に參加し之れを終るや更に九里餘の行軍を以て名古屋屯營に歸還せられざるべからず其の勞や察するに餘あるを以て可成之れを輕減せんことを圖り渺くも旭村以南の各町村宿營部隊の電車輸送を計畫し率爾協議を遂げて太田川以南の電車輸送を實行し以て聊か將卒の勞に酬ゆるの微意を表し得たるは幸とする所なり

六 協 議 會

自治團體の事業は凡て合議に裁決を俟たざるべからず况んや郡内八ヶ町村在郷軍人分會青年團とを聯合する一大事業に於て數回の協議會を重ねる亦已むを得ざるなり然れども一回の會合にも相當の時日を置き計畫準備するに非らざれば全員の出席を期すること難く從つて業務の進行圓滿を欠くるに至ること歎からず故に會合は可成之れを減少して尙且事務の進行を迅速圓満ならしむるの著意尤も必要なり本演習の準備業務又之の趣旨を尊重したるも前後六回の協議會を開くの止むを得ざりしなり今其の概況を叙すれば左の如し

回数	開會月日	會合者	場所	主ナル協議事項
一	四、二八	關係分會長	大野町役場	準備規定擔任業務表ノ協定
二	五、二〇	同	同	豫算、參加人員ノ協定
三	七、六	關係町村長 郡長列席	同	經費ノ支出、負擔額ノ協定
四	八、一五	關係分會長	同	細部ノ協定
五	八、二六	町村長 青年團長 分會長、郡長列席	大野小學校	演習規定協定各團體ノ結束
六	九、二二	關係分會長	大野町役場	最後ノ打合
七	演習規定	通則		
		第一、在鄉軍人及青年の軍事智識を向上し一般軍事思想を普及し併せて剛健なる國民精神を振作せんとする目的を以て大正十四年九月二十七日知多郡八ヶ町村在郷軍人及青年聯合野外演習を行ふ		
		第二、演習計畫は名古屋聯隊區司令部に依頼し實地指導の爲め歩兵第六聯隊の一部及飛行隊一部の參		
		知多郡八ヶ町村在郷軍人青年聯合野外演習規定		
		第一章		
		第二章		
		第三章		
		第四章		
		第五章		
		第六章		
		第七章		
		第八章		
		第九章		
		第十章		
		第十一章		
		第十二章		
		第十三章		
		第十四章		
		第十五章		
		第十六章		
		第十七章		
		第十八章		
		第十九章		
		第二十章		
		第二十一章		
		第二十二章		
		第二十三章		
		第二十四章		
		第二十五章		
		第二十六章		
		第二十七章		
		第二十八章		
		第二十九章		
		第三十章		
		第三十一章		
		第三十二章		
		第三十三章		
		第三十四章		
		第三十五章		
		第三十六章		
		第三十七章		
		第三十八章		
		第三十九章		
		第四十章		
		第四十一章		
		第四十二章		
		第四十三章		
		第四十四章		
		第四十五章		
		第四十六章		
		第四十七章		
		第四十八章		
		第四十九章		
		第五十章		
		第五十一章		
		第五十二章		
		第五十三章		
		第五十四章		
		第五十五章		
		第五十六章		
		第五十七章		
		第五十八章		
		第五十九章		
		第六十章		
		第六十一章		
		第六十二章		
		第六十三章		
		第六十四章		
		第六十五章		
		第六十六章		
		第六十七章		
		第六十八章		
		第六十九章		
		第七十章		
		第七十一章		
		第七十二章		
		第七十三章		
		第七十四章		
		第七十五章		
		第七十六章		
		第七十七章		
		第七十八章		
		第七十九章		
		第八十章		
		第八十一章		
		第八十二章		
		第八十三章		
		第八十四章		
		第八十五章		
		第八十六章		
		第八十七章		
		第八十八章		
		第八十九章		
		第九十章		
		第九十一章		
		第九十二章		
		第九十三章		
		第九十四章		
		第九十五章		
		第九十六章		
		第九十七章		
		第九十八章		
		第九十九章		
		第一百章		
		第一百一章		
		第一百二章		
		第一百三章		
		第一百四章		
		第一百五章		
		第一百六章		
		第一百七章		
		第一百八章		
		第一百九章		
		第一百十章		
		第一百十一章		
		第一百十二章		
		第一百十三章		
		第一百十四章		
		第一百十五章		
		第一百十六章		
		第一百十七章		
		第一百十八章		
		第一百十九章		
		第一百二十章		
		第一百二十一章		
		第一百二十二章		
		第一百二十三章		
		第一百二十四章		
		第一百二十五章		
		第一百二十六章		
		第一百二十七章		
		第一百二十八章		
		第一百二十九章		
		第一百三十章		
		第一百三十一章		
		第一百三十二章		
		第一百三十三章		
		第一百三十四章		
		第一百三十五章		
		第一百三十六章		
		第一百三十七章		
		第一百三十八章		
		第一百三十九章		
		第一百四十章		
		第一百四十一章		
		第一百四十二章		
		第一百四十三章		
		第一百四十四章		
		第一百四十五章		
		第一百四十六章		
		第一百四十七章		
		第一百四十八章		
		第一百四十九章		
		第一百五十章		
		第一百五十一章		
		第一百五十二章		
		第一百五十三章		
		第一百五十四章		
		第一百五十五章		
		第一百五十六章		
		第一百五十七章		
		第一百五十八章		
		第一百五十九章		
		第一百六十章		
		第一百六十一章		
		第一百六十二章		
		第一百六十三章		
		第一百六十四章		
		第一百六十五章		
		第一百六十六章		
		第一百六十七章		
		第一百六十八章		
		第一百六十九章		
		第一百七十章		
		第一百七十一章		
		第一百七十二章		
		第一百七十三章		
		第一百七十四章		
		第一百七十五章		
		第一百七十六章		
		第一百七十七章		
		第一百七十八章		
		第一百七十九章		
		第一百八十章		
		第一百八十一章		
		第一百八十二章		
		第一百八十三章		
		第一百八十四章		
		第一百八十五章		
		第一百八十六章		
		第一百八十七章		
		第一百八十八章		
		第一百八十九章		
		第一百二十章		
		第一百二十一章		
		第一百二十二章		
		第一百二十三章		
		第一百二十四章		
		第一百二十五章		
		第一百二十六章		
		第一百二十七章		
		第一百二十八章		
		第一百二十九章		
		第一百三十章		
		第一百三十一章		
		第一百三十二章		
		第一百三十三章		
		第一百三十四章		
		第一百三十五章		
		第一百三十六章		
		第一百三十七章		
		第一百三十八章		
		第一百三十九章		
		第一百四十章		
		第一百四十一章		
		第一百四十二章		
		第一百四十三章		
		第一百四十四章		
		第一百四十五章		
		第一百四十六章		
		第一百四十七章		
		第一百四十八章		
		第一百四十九章		
		第一百五十章		
		第一百五十一章		
		第一百五十二章		
		第一百五十三章		
		第一百五十四章		
		第一百五十五章		
		第一百五十六章		
		第一百五十七章		
		第一百五十八章		
		第一百五十九章		
		第一百六十章		
		第一百六十一章		
		第一百六十二章		
		第一百六十三章		
		第一百六十四章		
		第一百六十五章		
		第一百六十六章		
		第一百六十七章		
		第一百六十八章		
		第一百六十九章		
		第一百七十章		
		第一百七十一章		
		第一百七十二章		
		第一百七十三		

第四章 編成及集合

一四

第九、演習部隊の編成及集合に關する規定は附表第二の如し

第五章 服裝及兵器

第十、演習參加者の服装は各町村分會、青年團に於て規定あるものは之れを用ひ無きものは適宜の輕装とし借用兵器の交付を受けざるものは木銃若くは代用棒辯當及雨具を携行すべし

第十一、師團及部隊より借用すべき兵器の交付及返納に關しては附表第三に依る

第六章 給與

第十二、演習參加者に左の如く給與す
間食 乾麵匏一食分、加給品

第十三、間食の交付は附表第三に依る

第十四、加給品は演習終了後分配す各分會青年團は係員の指示を待ち受領者を差出すべし

第七章 經理

第十五、演習に要する經費は關係町村の負擔に依る

各分會は左記負擔額を所屬町村長より受領し八月十五日迄に指導部に送金するものとす
町村負擔金額略す（本書第二章ノ五参照）

第十六、各部に要する前渡金は其の見込額を主任分會長ヨリ八月三日迄に指導部に請求すべし

第十七、各部の支拂請求書及證憑書類は演習終了後五日迄に會計主任分會長に送付すべし

會計部主任分會長は之れを調査し演習終了後十日迄に指導部に送付すべし

第八章 報告

第十八、各分會長は演習參加人員表及將校下士人名表を八月末日迄に指導部に通報し爾後の異動は其都度報告すべし

第十九、各分會長及各擔任部は演習後二週日迄に左記の事項を報告すべし

各分會 演習記事（參加人員、行動の概要、將來に關する意見等）

各部 將來に關する意見

第九章 演習に關する規定

第二十、北軍は帽に白帶を附すべし但白帶を附する能はざる帽を用ゆるものは上衣右胸部に白布を附すべし

第二十一、陣地は工事幕を以て假設すべし

第二十二、砲兵の射擊は煙火を以て代用す

第二十三、統監部職員及審判官は左腕に白帶を纏ふ

第二十四、部隊の標識左の如し

青白旗一、 輕機銃一銃。 赤白旗一、 機關銃一銃。

黃赤旗一、 步兵砲一門。 黃旗一、 步兵一中隊。

第十章 見學指導班

見學指導班

一六

第二十五、見學者に對し誘導、説明、危險豫防等指導の爲め見學指導班を置く
第二十六、見學指導班は之れを來賓見學者團體見學者一般観覽者ニ區分す其の班員差出五分付長第四

の如し

第二十七、各分會青年團の集合、解散の爲め演習地への往復は旨軍令の上に依る。

第二十八、演習用所要地圖左の如し

三十六一耕田 半田 二万五千分一大野

第三十、本規定の配布は附表第五に依る

附表第一 第五 略す（本書第二章ノ一参照）

1

編成部隊號	現役部隊	在鄉軍人
集合及 編成地	編 成 要 領	集合 時刻
現役者ヲ以テ編成ス		現役中隊ノ宿營地
第一大隊	青 年	岡田町
本部		

野砲兵中隊

假想

一八

注意
 二、本表ノ人員ハ増減スルコトアルベシ
 三、演習中隊ノ幹部(小分隊長)タルベキ在郷軍人ハ二十六日關係現役中隊
 陸軍歩兵以外ノ兵科及海軍々人モ列兵トシテ本編成内ニ入ルヲ妨ゲズ

附表第三

兵器、乾麵麌交付員數表

分會名/區分	標識	小銃	劍銃	革具	空包	乾麵麌
横須賀	白	四五	四八	四五	二四〇	一〇〇
八幡	赤	四八	四八	四五	二四〇	一〇〇
大和	青	二〇	二〇	二〇	一五〇	九五
岡田	黃	三〇	三〇	三〇	一四五	一二〇
旭	紫	二九	一九	二九	一九	二九
常滑	桃	二四	二四	二四	二四	二四
鬼崎	綠	五五	五五	五五	二七五	二七五

止付交	九月各	交付日時	交付場所
ス	九月正	二十六	各
リ	午ヨ	日	町
場	役	村	役

兵器部	接待部	庶務部	指導部	統監部	差出先	分會名	意注
長一				一	賀須横		一、各分會ハ所要ノ受領者(責任者ヲ定メ)ヲ本表ノ時刻以前ニ交付場所ニ出ス者トス
二				一	幡八		二、兵器ニハ本表標識別ニ依ル識布(長三寸幅一寸)ヲ附シ分會毎ニ一連番號ヲ記入シ
				二	田岡		責任ヲ明カラシムルベシ
	長一	二長一	一	二	野大旭		三、本表ノ兵器ハ演習終了後係官ノ指示ニ從ヒ新舞子驛前ニ於テ擔任分會長ニ返納ス
				二	和三		ルモノトス
				一	崎鬼		四、分會ノ借用中ニ係ル亡失、破損兵器ニ要スル費用ハ其ノ分會ノ負擔トス
四	六	九	二	四	計		
午後一時 九月二十七日	午前九時 九月二十六日				日七十二月九	日差時出	
					分十三時六前午	場差所出	
						注意	
器支廠名古屋兵	新舞子驛	別ニ示ス	新舞子驛	車持乗用	傳令各自所		
黃	青	赤	白		自轉所		
						標腕識章	

附表第四

勤務者差出區分表

兵器部	接待部	庶務部	指導部	統監部	差出先	分會名	意注
長一				一	賀須横		一、各分會ハ所要ノ受領者(責任者ヲ定メ)ヲ本表ノ時刻以前ニ交付場所ニ出ス者トス
二				一	幡八		二、兵器ニハ本表標識別ニ依ル識布(長三寸幅一寸)ヲ附シ分會毎ニ一連番號ヲ記入シ
				二	田岡		責任ヲ明カラシムルベシ
	長一	二長一	一	二	野大旭		三、本表ノ兵器ハ演習終了後係官ノ指示ニ從ヒ新舞子驛前ニ於テ擔任分會長ニ返納ス
				二	和三		ルモノトス
				一	崎鬼		四、分會ノ借用中ニ係ル亡失、破損兵器ニ要スル費用ハ其ノ分會ノ負擔トス
四	六	九	二	四	計		
午後一時 九月二十七日	午前九時 九月二十六日				日七十二月九	日差時出	
					分十三時六前午	場差所出	
						注意	
器支廠名古屋兵	新舞子驛	別ニ示ス	新舞子驛	車持乗用	傳令各自所		
黃	青	赤	白		自轉所		
						標腕識章	

備考		班導指學見		
觀覽者	團隊	來賓	長一	二二
一、一般觀覽者見學指導班ハ所屬中隊ト共ニ行動シ警官ト連絡シ觀衆ヲ指導スルモノノトス	一	一	一	一
二、服装ハ輕装ニシテ雨具携帶左腕ニ腕章ヲ附ス	一	一	一	一
三、本表數字ノ上ニ長ト記スルモノハ各部主任者ヲ示ス	一	一	一	一
	八	四	六	
		日七十二月九 分十三時六 午前		
		驛子舞新		
		要ノヨリ演習前班 モ受クル指示所 モノトス		
		綠	桃	紫

附圖略す

附記

未教育補充兵及青年が本演習に參加準備の爲め如何なる程度に教育訓練を施すべきやは分會青年團に起りし問題にして其の標準を示すの要を認め左表を作爲して配頒したり事勿卒にして審究の餘日なく典令の取捨適切該當を缺くものあらんも他日研鑽の資となれば幸なり

未教育補充兵青年教育標準		
區分	教 育 細 目	

項事キベス意注ニ般一	分列兵	閲兵	步兵操典案草	陣中要務令
對敵、對航空感念、審判官ノ命令ニハ絶對ニ服從スルコト 危害ノ豫防 敵ヲ距ル五十米以内ニテ發射ヲ禁ズ			徒手執銃不動ノ姿勢(二七、二六、二五、四〇、四二)右(左)向後向(三〇、三一、四二)行進(三一三九、七一) 擔銃(四三、四四)射擊姿勢ノ要領(五四)折敷伏セ(七二)突擊(七四、七五)小、中隊ノ編成(八三摘要) 要)整頓(八〇、八九要領)隊形變換(一〇八、一〇九摘要)途歩(一二)叉銃解銃(二三、二三)分隊 ノ散開(二五、二九ノ要旨)散開セル分隊ノ運動(一三、一三)集合(一五九)	
			行軍間ノ警戒(一四二)前衛ノ概念(一五、一五ノ摘要)行軍々紀(二九七摘要) 斥候(二二、二六摘要)傳令(五一、五五摘要)	
			棒銃、閱兵、目迎目送)分列(頭、右、直レ)	

備	一、歩兵操典草案ハ大正十二年一月十六日、陣中要務令ハ大正十三年八月二十六日 二、各團隊ハ現行典令ニ依ル 三、括弧内ノ數字ハ典令ノ項數ヲ示ス
考	四、服装ハ各團隊ニ規定アルモノハ之レヲ用ヒ其ノ他ハ適宜ノ輕装トス

第三章 實施

一 聯合分會長訓示

聯合分會長は本郡として未曾有の此演習に十全なる効果を得て目的の達成に努めんとし本演習の目的精神を闡明し分會青年團員一般の士氣を鼓舞激励せんが爲め左の訓示を印刷し九月上旬演習參加者全員に配布したり

訓示

大戰戢ミテ五星霜波瀾尙收マラズシテ混屯タリ文士恒久平和ヲ說クモ國戰陣ヲ絶タズ陽ニ和平ヲ唱ヘ陰ニ軍備ヲ張ル人類ノ享和ハ國際協調ノ理想ニ得ラレズシテ國力ノ充實ト國權ノ確保ニ俟ツ陸ニ海ニ果空ニ勢力ノ擴充發展ヲ希圖セザルナク科學ノ發達ハ精神ノ向上ニ伴フテ益々其ノ真價ヲ昂メ國家主義熾ニシテ國防ノ完備ニ徹底ス泰西國ヲ舉ゲテ皆然リ獨リ我邦戰亂ノ實踐ニ觸レズ彼ノ苦慘ヲ知ラズシテ放漫己レヲ空フシ或ハ共產ノ空想ニ讚美シ又ハ祖國ノ尊キヲ疑フ奢侈風ヲ爲シ柔情習

ヲ悉ニス尙武廢レテ軍縮ニ共鳴ス何タル迷夢ゾ何タル錯誤ゾ苟クモ皇國ノ臣民トシテ國ヲ憂フル者痛恨悲憤措カザルモノナカラムヤ八ヶ町村分會青年團協力シテ未ダ嘗テ試ミラレザル聯合野外演習ヲ風光明媚ノ半島ニ決行ス方ニ時局ニ奮起シ義氣ニ立チテ民心ノ作興ニ資セントスルモノ自ラ思フテ此壯舉ニ欣快タラザルヲ得ズ

待チニ待チシ此演習ニ參加セラレムトスルノ諸士ヨ諸士ノ責務ハ極メテ重大ナリ軍紀嚴肅ニシテ一糸紊レズ一致共力シテ克ク苦難ニ耐ヘ攻撃精神旺盛ニシテ強敵ヲ挫ク剛健ニシテ熾烈ナル攻撃精神ハ万物發展ノ礎ニシテ國民ノ蹶起奮興モ之レニ依リテ始メテ期スルヲ得ベシ
幸ニ現役部隊ノ參加指導ヲ受クルヲ得タリ新銳ノ武器ト嶄新ノ戰法トニ接觸シテ多大ノ軍事智識ヲ修ム慶何物カ加ヘン特ニ嘗テ軍伍ニ列セラレザル青年諸子ガ身ヲ列伍ニ投ジテ親シク身心ヲ鍛練ス好乎ノ實驗ト無量ノ收穫ハ期セズシテ自ラ至ラム若シ夫レ苟クモ忠實ヲ欠キ眞劍味ニ觸レズ實効ヲ收メズシテ徒ラニ御祭騒ギニ終ラシメンカ尠カラザル經費ヲ負擔セラレタル町村ノ誠衷ニ酬ヒザルノミナラズ知多郡健兒ノ名ヲ永世ニ辱カシムルニ至ラム奮ヘ而シテ渾身ノ奉仕ヲ獻ゲテ効果ヲ大ナラシメ以テ他日ノ良範タランコトヲ期セヨ

二 演習地

演習地は旭村一圓を包含する地區にして知多半島西海岸大野新舞子東方に位し一半は羽根東側より大興寺西方に亘る小高地にして一半は大野谷の廣闊なる水田を含有す南北柏谷東北高地は地形錯雜にして幾多の溪谷灣入し大小の貯水池各所に點在し松林繁茂し部隊の運動容易ならず林間の空地は多く柑橘、

煙草其他野菜を栽培し満田の青稻は至る所諸兵の行動を妨げ損害を顧慮すれば全地殆んど通路以外通過すべき所なし加ふるに損害賠償に充つべき経費は更に豫算なきを以て多少の損害を意とせざるに非れば到底演習の實施困難なるの状態なりしが故に豫め町村長の諒解を得て損害賠償の責に任せざるを約すると共に演習部隊は勿論多く冒し易き一般観覧者の損害豫防に注意し之れが指導に關しては警察官と連絡し且其の援助を要請する等豫め周到の考慮を拂ひたり

閱兵場たる新舞子庭球場東側の松林は樹間の空地廣く概ね演習參加者全部の集合に適し且つ食事休憩の爲にも適恰なる場所とす

三 想定及對抗演習指導要領

南軍想定

知多半島を攻略し更に尾張半島を領有すべき任務を有する南軍混成旅團は主力を以て武豊港に上陸し九月二十七日早朝同地出發名古屋に向ひ前進中なり

南軍旅團の左側支隊たる第二大隊（砲兵一中隊配屬）は同日拂曉常滑に上陸し常滑街道を北進中名古屋地方より南下したる敵が羽根東方高地を占領しあるを知り之れを攻撃する爲金澤附近にありし敵の小部隊を擊退し午前七時三十分同地附近に到着せり但し常滑中隊は午前六時三十分上陸を完了し直ちに大隊に追及中なり

同時大隊長は大野東方地區に於て各中隊長に對し左の要旨の攻撃命令を下達せり

第一大隊命令

一、敵は大興寺西方高地より羽根東方に亘り陣地を構成しあり其砲兵は陣地の左翼後約三百米にあるものゝ如し

敵陣地前の耕作地及水流は通路の外通行を許さず彼我の空中勢力は匹敵しあり

二、當大隊は前面の敵を攻撃し岡田西側地區に進出せんとす

三、三和中隊旭中隊（一小隊欠）鬼崎中隊は第一線とす左の如く展開して攻撃を準備すべし

三和中隊 南粕谷北端

旭中隊 北粕谷西側

四、機關銃中隊、歩兵砲隊は先づ南粕谷附近に於て第一線中隊の攻撃を援助すべし

五、砲兵中隊は大草附近に陣地を占領し直に射撃を開始すべし

六、旭中隊の一小隊は豫備隊とす大草北端に位置し爾後中央中隊の後方を前進すべし

七、攻撃開始の時機は別命す

八、常滑中隊は午前八時迄に大野北端に到着し後命を待つべし

九、予は旭中隊の後方を前進す

午前八時二十五分常滑中隊に與ふる命令

大隊長

常滑中隊は直に南柏谷より東北方に迂回し敵の左側を攻撃すべし

演習開始に關する命令

二六

一、南軍旭、三和、鬼崎中隊は午前七時以前に左の如く集合し中隊の編成を行ひ午前七時三十分演習を開始すべし

旭 中 隊 大 草 東 端
三 和 中 隊 南 柏 谷 南 端
鬼 崎 中 隊 大 草 柴 崎

二、常滑中隊は午前八時迄に大野北端に集合し大隊長に連絡すべし

北 軍 想 定

知多半島に上陸したる敵に對し名古屋地方を掩護すべき任務を有する北軍混成旅團（歩兵四大隊を基幹とす）は九月二十七日早朝より草木・福住の線に防禦陣地を占領中なり
歩兵第一大隊（砲兵一中隊配屬）は常滑方向の敵に對し羽根東方高地を占領して旅團の右側を掩護し成し得れば當面の敵を擊破すべき任務を受け同日午前六時三十分該高地に到着せり但横須賀中隊は大隊に復歸の爲め午前七時名和を通過し急行中なり同時大隊長は各中隊を集め左の要旨の防禦命令を下せり

第一 大 隊 命 令

一、歩兵六七大隊砲兵三中隊の敵は本日早朝武豊を發し北進中なり又歩兵約一大隊砲四門を有する敵

は昨夜半より常滑に上陸し本早朝前進を開始せり
彼我の空中勢力は目下略同等なり

- 二、當大隊は羽根東方高地に陣地を占領し機を見て攻勢に轉せんとす
- 三、岡田中隊の一小隊は警戒部隊となり金澤附近を占領すべし（假想）
- 四、八幡中隊（一小隊欠）岡田中隊・大野中隊は別紙要圖の如く陣地を占領すべし
- 五、機關銃中隊歩兵砲隊は概ね要圖の如く陣地を占領すべし
- 六、砲兵中隊は別紙要圖の位置に陣地を占領し且所要の火力準備をなすべし
- 七、陣地占領は午前七時三十分迄に完了すべし
- 八、横須賀中隊は午前八時迄に岡田南端に到着し後命を待つべし
- 九、八幡中隊の一小隊は豫備隊となり左翼後に位置すべし
- 十、予は⁸25高地にあり

大 隊 長

要圖略す（演習經過要圖其一参照）

午前八時三十分横須賀中隊に與ふる命令

横須賀中隊は直に大隊陣地の左側前に進出し敵の右翼を攻撃すべし

演習開始に關する命令

一、北軍八幡、岡田、大野各中隊は午前六時三十分以前に所命の陣地に到り中隊の編成を行ひ午前七

二七

- 時三十分迄に現役者の指導に依り防禦配備を完了すべし
二、横須賀中隊は午前七時三十分迄に岡田町南端に集合し大隊長に連絡すべし

対抗演習指導要領

北軍

- 一、北軍諸隊は想定に示せる大隊命令に基づき午前七時三十分防禦配備を完了す

二、午前七時三十分左ノ情況ヲ與フ

- 1 步兵一大隊砲兵一中隊の敵は石瀬——大野の線に展開し前進中にして午前七時三十分我警戒部隊は其陣地を撤退せり
2 飛行機の通報に依れば敵の歩兵約一中隊は午前六時常滑に上陸しつゝあり

- 3 午前八時三十分横須賀中隊は大隊長の命令を受け直ちに岡田南端を發し敵の右翼に向ひ前進す

南軍

- 一、南軍諸隊は午前七時三十分より想定に示せる大隊命令に基づき攻撃準備に着手し午前八時大隊長の命に依り一齊に攻撃を開始す

二、午前八時五分左の情況を與ふ

- 飛行機の通報に依れば敵の歩兵約一中隊は本日午前六時三十分加家を通過し岡田方面に急行中なり

- 3 午前八時二十五分常滑中隊は大隊長の命令を受け直に大野を發し敵の左側面に迂回す

四、大隊は横須賀中隊の攻撃奏効を機とし全線攻撃に轉ず

- 5、兩軍互に突撃を決行し壯烈なる白兵戦を交ふるに至れば喇叭の號音に依り一旦演習を中止す

演習再興

七、北軍に對し次の情況を與ふ

- 1 旅團の主力は優勢なる敵の攻撃を受けつゝあるも勇敢に防禦しつゝあり
2 我大隊の戦闘は左翼より逐次進展し敵は漸次新舞子方向に退却する模様なり

七、南軍に對し次の情況を與ふ

- 1 旅團の主力は草木附近の陣地を攻撃中なるも敵の抵抗頑強にして未だ奏効せず
2 我大隊は勇敢に奮闘したるも形勢不利にして新舞子附近に後退するの已むなきに至れり

- 8、右の情況により北軍大隊長は敵を急追して之を殲滅するに決心し直に追撃命令を下し諸隊は演習再興の喇叭號音と共に新舞子に向ひ猛烈果敢なる追撃を行ふ
9、北軍大隊は敵を追撃して羽根柏谷の線に達し敵が新舞子東側地區に陣地を占領し

- 8、右の情況により南軍大隊長は新舞子東側に陣地を占領して再舉を圖るに決心し直に退却に關する命令を下し諸隊は喇叭の號音を待つことなく直に退却を始む
9、南軍大隊は新舞子附近に陣地を占領し敵を防禦す

あるを見るや直に攻撃を開始す

十、攻撃進捗して突撃を行ひ兩軍激烈なる白

兵戦を交ふ

十一、喇叭の號音に依り演習を中止す

十二、演習中止後集合の號音を以て對抗演習終了とす（午前十時三十分の豫定）

現役部隊、在郷中隊（在郷中隊の幹部は從前の通）は各別に集合休憩す

（特に射撃後の武器の検査、残弾、及薬莢の整理を確實になすべし）

現役参加部隊は歸營の途に就く但將校は閱兵式に參列するものとす

附圖略す（演習經過要圖参照）

四 演習の経過

演習は概ね指導要領と大差なく順調に進行したるも全般の經過稍々遅れ最後演習中止の號音ありたるは午前十一時なりき左に歩兵各中隊の行動に就き其の概況を叙述せんとす

南軍大隊

三和中隊は午前五時小倉舊小學校々庭に集合し六時三十分大隊命令に基づく第一線右翼中隊として南柏谷村端攻撃準備の線に向ひ前進し七時三十分其の位置に到着し敵状を偵察す八時大興寺西方高地を占領せる約一中隊の敵に對し銳意攻撃を開始し全二十分钟突撃を決行し壯烈なる白兵戦となり方に敵を擊退せんとするとき中止の號音に接す、午前九時中隊は新舞子に向ひ退却を始め全二十五分大草北端附近に到著し大隊の豫備となる九時五十五分我を追撃せる敵は羽根西端に進出し漸次前進するや十時十五分中隊は第一線に増加し猛烈なる火戦後敵の突撃を受け逆襲に轉せんとするとき演習中止の號音ありて行動を了りたり

旭中隊は午前五時三十分大草北端に集合し七時二十分大隊命令に基づく第一線中央中隊として金澤西端の線に進みて攻撃を準備し八時北柏谷東北方高地を占領せる敵に對し攻撃を開始し北柏谷東端の線に進出して銳意猛烈なる攻撃を續行し次で突撃に移り敵陣に肉迫せんとするとき中止の號音に接す、午前九時中隊は一旦旭南小學校々庭に集合隊伍を整へたる後新舞子附近の新陣地に急行し新舞子東端畠地を占領して敵を待つ九時五十分我を追蹤せる敵は羽根西側に進出するや火戦を開きて敵の前進を防害し敵の近接と共に機を見て攻勢に轉じ十時十五分豫備隊の増加と共に一舉敵を擊退せんとするとき演習中止となる

鬼崎中隊は午前五時西の口神明社境内に集合し七時十分行進を起し大隊命令に基づく第一線左翼中隊として羽根西側の線に攻撃準備位置を占領し八時羽根東方高地を占領する敵に對し攻撃前進し全二十分钟羽根東端に進出して一意敵を攻撃し方に突撃に轉じ白兵相交ゆるの時演習中止の號音に接す、午前九時全線退却を開始し新舞子東側に新陣地を占領し敵の進出を待つ暫くにして敵は羽根松原間に於て羽根東端の線に進出するや猛烈なる火戦を開き爾後敵の接近に對し銳意火力を注ぎ機を見て攻勢に轉じ激烈なる白兵戦を交ゆるに至り演習中止の號音あり演習終了す

常滑中隊は午前五時三十分常滑小學校々庭に集合し六時想定に基づき大野町に向ひ前進し七時同町東端に到着し後命を待つ八時二十五分大隊命令に接し大興寺西方附近敵の左翼を攻撃する爲め南柏谷東側に進出し南柏谷東方高地を占領せる敵を攻撃中演習中止の號音に接し行動を中止す、午前九時中隊は退却に就き途中再興の號音あると共に敵の追蹤を受けつゝ大草東端の線に防禦陣地を占領し敵の近接と共に激烈なる火戦を開き機を見て攻勢に轉せんとす十時五十分旭中隊方面豫備隊の増加を受け爾後戦機漸く熟し攻撃に轉じ白兵相磨するに至るや演習中止となる

北軍大隊

大野中隊は午前五時大野小學校々庭に集合し二十五分想定に基づく大隊第一線右翼中隊としての防禦陣地たる羽根東側高地に前進し六時四十分到著陣地を占領す全七時三十分羽根より前進する敵に對し戦鬪を開始し八時三十分に亘り敵の猛撃に頑強なる抵抗を爲し敵兵近迫して白兵戦に移らんとするとき演習中止の號音あり 午前九時敵は全線退却を始め演習再興の號音あるや中隊は敵を急追し羽根西北地區に進出す此時敵は新舞子東端畠地に陣地を占領す中隊は新に攻撃を策し左翼岡田中擊に連撃し一擧敵を新舞子海中に壓倒せんとし逐次攻撃前進し遂に敵陣に迫りて突撃に移り方に敵陣地を奪取せんとするとき中止の號音に接し行動を終れり

岡田中隊は午前五時岡田尋常高等小學校々庭に集合し全三十分钟想定に基づく第一線中央中隊の防禦陣地たる北柏谷東方高地に向ひ出發し六時三十分同高地に到著し陣地を構成し敵を待つ八時以後北柏谷西

端の線に展開せる敵は漸次前進し全村東端に進出するや中隊は猛烈なる射撃を開始し敵の近迫と共に白兵戦を交ゆるに至り中止の號音に接す、午前九時敵は全線退却を始む演習再興の號音あるや中隊は急速なる追撃に移り敵に尾して羽根西端に進出す此時敵は新舞子東側の線に陣地を占領せり中隊は右翼大野中隊左翼八幡中隊と連繋して展開し以て新に攻撃を準備すべく全線火戦を開始す大隊は横須賀中隊の大草附近敵の右翼方面に進出するを待ち攻撃前進の命を下すや中隊は猛烈なる敵の銃砲火を冒して決意水田中を猛進し一進一止砲兵機關銃の援護の許に惡戦苦闘遂に敵陣に肉迫せんとするや敵も亦攻勢に轉じ接戦奮闘のとき演習中止となる

八幡中隊は午前四時八幡第一小學校々庭に集合し五時想定に基づく大隊第一線左翼中隊の防禦陣地を占領する爲前進を起こし七時大興寺西側谷地に到著直に南柏谷方向に對し大興寺西方高地を占領し敵情を偵察す八時以後敵は漸次南柏谷村端に進出し第一線小隊は射撃を開始す敵は漸次其兵力を増加し我に近接せんとするや中隊は全小隊を散開し猛烈なる火戦を惹起し敵は漸次中隊の左翼に向ひ近迫し遂に白兵戦を演ずるに至り中止の號音あり、午前九時より敵は全線退却に就く暫にして演習再興の號音あるや中隊は敵を追撃しつゝ之れに尾して北柏谷北方地區に進出する退却せる敵は大草東端の線に停止し新舞子東端に亘り陣地を占領せり大隊は横須賀中隊の敵の右翼大草方面に進出するを待ち全線攻撃前進に移るや中隊は猛然水田中の畦畔を前進し遂に敵陣に肉迫し突撃戦に移り劍々相磨するに至る此の時演習中止の號音に接せり

横須賀中隊は午前六時横須賀町小學校々庭に集合七時出發養父、八幡、佐布里を經て八時三十分岡田

町南端想定所命の位置に到着するや大隊命令に接し敵の右側を攻撃すべく大興寺西側地區に前進し八幡中隊の左翼に連繋し南柏谷方面の敵を攻撃中演習中止の號音に接す

午前九時以後敵は全線新舞子方向に退却を始む全十時演習再興の號音あるや中隊は敵を急追して北柏谷北側地區に進出此時敵は大草東端附近より新舞子に亘り陣地を占領す中隊は依然追撃を續行し大草附近敵の右翼に行動して大隊の攻を擊容易ならしめ逐次近接して壯烈なる白兵戦に移るや中止の號音あり演習を終了せり

對抗演習は午前十一時を以て終了し各中隊は閲兵場たる新舞子松林中に集合休憩す此間を利用し現役將校は在郷軍人青年の爲め歩兵砲機關銃に就き實物により其構造性能等を説明し新兵器に關する智識を與へられたり

本演習に於て各中隊の宿營地より演習集合地に至る間を利用し警戒行軍等の演習を行ひ參加者をして勉めて趣味多く且つ時間を徒費することなからしむると共に地方一般の氣勢を緊張することを得たり

午後一時閲兵は開始せられたり各分會は總指揮官清歩兵少佐指揮の下に閲兵官坂本少將を迎へ十數旒の會旗團旗は勇ましく秋天に翻り民衆環視の裡威勢堂々極めて壯嚴に行はれ見るものをして其盛觀に驚嘆せしめたり式後統監の講評臨場官の訓示挨拶は全員の緊張裡に行はれ最后聯合分會長の發唱により兩陛下並攝政宮殿下の萬歳を三唱し爰に意義深き本聯合演習を圓滿順況に終了したるは邦家の爲幸慶に堪へざるなり

九月二十七日午前七時三十分於ケル
南北両軍位置要圖

備考
▲ 来賓觀戰地



九月二十七日午前十時於ケル

南北両軍位置要圖

備考
▲ 来賓觀戰地



附 記

本演習に飛行機一部の参加を切望し飛行第一聯隊に交渉の結果同隊より飛行機派遣差支なき回答を得たるも演習數日前に至り大演習參加準備の爲め本演習に飛行機派遣不可能なるの通牒に接し失望したるも旭村日長に安藤民間飛行機の在るあり万の場合を期して演習日の飛行を依頼したるに應せられ當日演習中數回に亘り戰場一圓天空に勇壯なる飛行を實施せられ爲めに演習に一段の光彩を添へ觀衆をして眞に實戰場裡に立つの思あらしめたるは同飛行士に對し滿腔の敬意と感謝を表する所なり本演習の目的は一面剛健なる國民精神を振作せんとするに有るを以て勉めて多くの一般觀覽者を呼ぶべく豫め宣傳に意を用ひ或は小學兒童を介して小紙片の、ポスター、を各戸に頒布し或は大ポスターを各町村に配布して便宜の位置に貼付し尙愛知電氣鐵道各驛に掲載する方法を探れり一般觀覽者をして戰況を知悉せしむるの目的を以て演習中見學指導班をして左の情況を記したる色箋を適時散布せしめたり

第一 情 况 (午前八時)

- 一、北軍は堅固に防禦工事(工事幕にて假設)を施し岡田中隊を中心八幡、大野兩中隊を左右に備へ機關銃、歩兵、砲兵を配備し敵の來攻を見るや大小の銃砲を猛射し多大の損害を與ふ
- 一、南軍は敵の配備を偵察し直ちに攻擊に着手せんとし右より三和旭鬼崎の順序に各中隊を展開し午前八時一齊に攻擊前進を開始し猛烈なる彈雨を冒して勇敢に進み敵陣地に近迫す機關銃、步

兵砲、砲兵は熾なる射撃を行ひ歩兵の前進を援助す

第二二情況（午前八時三十分）

- 一、南軍は常滑中隊の到着を見るや直ちに之を東方に進め敵の左側に迂回して其側面を攻撃せしめ一舉に敵陣地を奪取せんとす
- 二、北軍は横須賀中隊の岡田南端に到着すると共に機を見て之を左側に迂回して敵の右翼を攻撃せしめ其奏効と共に全線攻撃に轉じ敵を壓倒せんとす

第三情況（休戦時）

- 一、南軍は力攻大に努めたれども右翼方面戦況不利となり引ひて全線に及び遂に後退するの已むなきに至り新舞子附近に於て再舉を策する爲同地に向ひ退却を開始す
- 二、北軍は敵の退却を見るや戰勝の餘威に乘じ敵に尾して猛烈なる追撃を行ふ
- 北軍は敵を新舞子海中へ壓倒殲滅せんとし直ちに諸隊を展開して敵を攻撃す

當日演習に參加したる在郷軍人青年人員左表の如し

聯合野外演習參加人員表										
分會名 <small>官准士官</small>	步	騎	砲	工	輜	其他	未補	計	青年	合
聯合	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
大野	二	一二	一	一	一	一	一	一	一	一
岡田	一五	一	三	六	二	二二	四七一五六	一〇〇	二五六	二
八幡	六八	八	三	四	二	一	三〇	六一	三五	九六
横須賀	四四	五	四	四	三	一五	五六	一三三	八五	二一八
三和	一	三七	五	四	三	一	一	一	一	一
旭	五六	四	五	四	三	二五	四五	三五	八〇	九〇
常滑	一	三二	六	一	三	五	四七	一二四	九五	二一九
鬼崎	一	三二	六	一	三	五	五九	一一六	一八八	三〇四
計	八三五三	三六	二三	三〇	二〇	七四	二八七	八三一	八四一	一六七二

考備
一、三和、鬼崎其他ノ欄各々一ハ海軍トス

二、未補ハ未教育補充兵ヲ示ス

五 分會青年團の活動

三八

本演習の企畫を發表するや關係分會及青年團は準備訓練に或は朝旦暮夜を利用し或は半日全日を費やし連日全力を注ぎて熱中したるは寔に痛快にして地方一般直接間接に軍事思想を普及するに効果ありたるは勿論爲に青少年の士氣を鼓舞作興するに絶好の機會を得たるなり又青年團の從來希望せる團服若くは木銃の調製を此の機を捉へて團費に依り果したる團體ありたるが如き意外の副產物を生じたるは演習計畫當事者の頗る欣快とする所なり

演習當日に於ける在郷軍人青年の活動は見る者をして壯感を懷かしめ一見眞平の隊兵たるを疑はず或は斥候に或は傳令に馳驅奔走せる青年が勇躍喜んで其任務の達成に努力し其成績の良好なりしは直接指導せる現役將校の確認せる所にして亦諸勤務を擔任せる會員が寢食を忘れて活躍し一意業務に盡瘁したる等行爲表彰者として通告を受けたる軍人青年は實に六十名を算するに至れり平素訓練の効果に外ならざるも亦剛健なる攻擊精神と犠牲的有意思の發露にあらずして何ぞ斯の如きを得んや世の學生軍事教練に反対するの徒我青年が抱懷する思想と意氣とが果して那邊に存するかを究めば蓋し覺醒を促すものあらむ

本演習に参加せられたる軍人青年諸君よ希くば自己の活動を以て満足すること勿れ又浮華放縱にして責任感念に乏しく享樂自由に惑溺して規律節制を重んせざる青少年尠からざる我國の現況に省み益々精勵努力を重ね以て他に及ばし風教を肅正して國力を培養すべく最終の目的を達成すべき使命を全ふせられんことを

六 講評及訓示

閱兵式終了後統監前川歩兵大佐の行はれし講評左の如く又臨場官坂本少將は師團長の意圖を傳へられ本演習の極めて時宜に適し能く一致協同の實を擧げ成績良好なりしを賞讃し熱誠溢れ感激に充ち在郷軍人青年は本日の精神的成果を必ずや未來永久に及ばし以て益々其本分を竭すべく激励的訓示を與へられ又板津知多郡長及聯合分會長の謝辭獎勵的挨拶ありたるは參加者全員をして一段の緊肅を加へしめたり

講評

一、本計畫に就て 時機に適應したる好計畫にして實施者の得たる効果の大なりしは勿論中外に及ぼしたる影響亦頗る多し

本計畫成立に就て聯合分會長始め各幹部の努力及郡長殿並町村長各位の御援助に對し深甚の謝意を表す

二、實施に就て

- 1 豫習 分會及青年團に於て豫習を行ひたるは可なり現に其効果は本日の行動の上に著しく表現せられたり時刻を消費したる害は無形の獲物ありし利によりて償ひて餘ありとす
- 2 集合 指示したる地点に所命の時刻に到着し元氣激昂たり此事たる實戰に於ては既に勝利の半なり此に之を賞讃す
- 3 士氣及体力 一般に士氣旺盛にして体力強く中には（横須賀中隊）戰闘前數里の行程を疾歩し

直ちに激烈なる戦闘を交へたり之を以て推せば一朝有事の際十分なる活動をなし得べしと認む
4 戰闘動作 現役兵及在郷軍人に伍し見事に兵卒としての戦闘行動を爲し得たる青年團員の技倆
を見て痛快に堪へす我帝國の現状に見て本職は喜の涙を禁する能はず
細部の不足と缺点は精神の力によりて之を補足するの覺悟を要す

5 閲兵 氣力充實しあり動作亦見るべきものあり

三、成績に鑑み、前述の如く諸般の成績良好にして十二分所期の目的を達成し得たるものと認め聯合分會の爲め知多郡の爲め之を大にしては邦家の爲め慶賀に堪へざるなり希くば之に參加せられたる青年團員在郷軍人諸君は益々此氣分を助長し又其本分に一層の努力を效し聯合分會は成可早く他の部分にも之を實施して分會に好教訓を與へ郡長殿及町村長各位は之に倍する援助を與へられ所謂舉郡一致して最終の目的即ち「力強き知多郡を作る」を達成せられんことを切望して已ます

七 地方に及ぼしたる軍事的感響

演習當日の天候は前後に稀なる好晴にして清秋の氣は明媚なる半島の風光と共に觀衆に一段の好感を與へ之を呼ぶに多幸を得たり從て地方一般に及ぼしたる軍事的感響も又多大なりき

新聞の報する所に依れば當日の觀衆は無量五万と唱へられ深き興味と快感とを以て熱心に演習を観覽し老幼男女共に感激溢れ感謝措く能はざるものゝ如く往々吾人に洩らすに一生の壯觀なるを以てせり又往々近代戰闘の性質に就き吾人に問を發し或は演習の實況に説明を求むるの觀衆尠からず懇切なる説話を聞きて歡喜に充ち慇懃に謝辭を陳ぶるの輩あり或は閲兵の壯觀に驚き此の如き盛觀は初の終なりと賛

歎するの老年あり又は此種の演習を歡迎し次年に於ては是非とも他の地方に實施せられたく熱望するの來賓ありき斯の如きは即ち本演習の顯著なる効果と認むるを得べく軍事的感響の尠からざるを証するを得ん誠に演習當事者の満足を得せしめたると共に一面我國民精神の發露として國家の爲祝福せざるを得ず

八 經費

本演習に關する經費は左記收支決算表の如く各部關係者の最善なる努力に依り總豫算超過を見るべどなく極めて好結果に終りたるは幸とする所なり

收 支 決 算 表					
科 目	收 入 ノ 部		決 算 額		
	決 算 額	豫 算 額	比	附	記
一、負擔金	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇	增一減		
一、町村分會負擔金	一、五〇〇〇	一、五〇〇〇			
二、追加負擔金	一六〇	一六〇			
一、超過人員ニ對スルモノ	一六〇	一六〇			
					超過人員計四二〇人分

科	目	決算額	豫算額	比		附 記
				増	減	
一、兵	器 器 費	三〇〇	三五〇	〇	四九三	
一、兵 器 借 入 費		二六六	二五〇	〇	三四四	兵器手入材料費ノ減少ニ由ル
二、空 包 代	八〇〇	一〇〇〇				空包單價ノ低減ニ由ル
二、給 與 費	六二三	古〇〇	四二四			
一、在鄉者給與費	五九八	五九七	一五〇	〇		
二、現役者給與費	八二六	八〇〇	二六〇	〇		
三、在鄉者間食費	八〇〇	五九七	一五〇	〇		
四、湯 沸 費	三二	一〇〇	二七〇	〇		
四、湯 沸 費	三二	一〇〇	二七〇	〇		
四、湯 沸 費	三二	一〇〇	二七〇	〇		
四、湯 沸 費	三二	一〇〇	二七〇	〇		
人員ノ增加ニ由ル						
計畫ヲ變更シ繪葉書ヲ 支給ス						

三、接 待 費	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	
一、來賓畫食費	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	
二、來賓宴會費	二四三	二四三	二四三	二四三	二四三	
四、雜	三八三	三八三	三八三	三八三	三八三	
一、通 信 費	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	
二、印 刷 費	二六六	二六六	二六六	二六六	二六六	
三、宣 傳 費	三五	三五	三五	三五	三五	
四、衛 生 材 料 費	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	
五、白帶、旗、徽章費	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	
六、使 用 人 費	三五	三五	三五	三五	三五	
七、準 備 費	二九四	二九四	二九四	二九四	二九四	
八、記 事 印 刷 費	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	
五、豫 備 費	〇	〇	〇	〇	〇	
二、雜 收 入	四六	四六	四六	四六	四六	一時預金利子收入
合 計	一、六三二	一、六三二	一、六三二	一、六三二	一、六三二	
三、雜 支 出	四六	四六	四六	四六	四六	

豫定外支出(現役兵輸送等)
(依リ増加ス)
演習記事ヲ印刷配布セルニ
由ル

一、豫備費	○	二四三〇	○	○	各科目ニ流用補充ス
合計	一・六七二六	一・六六〇〇	四二六	〇	

備考

一、各科目ノ増減ハ彼是流用補充セリ

第四章 将來に關する意見

以上本演習の實施に徵し將來に關する意見を綜合し所見を披瀝して他日の参考に資せんとする

- 一、在郷軍人青年聯合の演習は皮相の見を以てせば成立難きを感するが如きも案するよりも生むが易く之を決行すれば豫想外の好結果を奏する自信を得たり而して此種の演習を行ふには常に青年團との密切なる連繋を保持し相提携して事に當るべき慣習を養成するを極めて緊要とす
- 二、分會長と青年團長との連絡は我は社會的地位の關係等より意外に容易ならざるものあるを實感す平素感情的因襲を打破して親密なる交際に當るべき慣習を養成するを極めて緊要とす
- 三、分會の事業には經費之に伴ふ而して分會の現況は貧弱なる經費に甘んじ特種事業の爲には常に町村費の補助に俟たざる可からざるは止むを得ざるなり而して本郡の如き町村部落の組織に依りて提携するものにありては努めて部落を單位として此種事業を企畫するを便なりと信す
- 四、此種の事業に關する準備計畫は殊に注意周到綿密にして遺漏なきを要す而して準備業務は努めて分

- 業法に依り各擔任を定め準據を與へて獨斷の餘地を存し責任を重じ圓滿なる業務の進行に勉むるの方法に依るを可とす本演習に於て常に蹉跌なく極めて順調に豫定行務を進行し得たるが如し
- 五、此種の事業に要する經費は豫算超過を見ることが多く而して其原因の多くは會合の際に於ける冗費にあり本演習に於ては極力冗費を省くの方針を取り之を勵行したる結果幸に豫算超過を見ることなかりしは如上方針に出でたる効驗なりと信す
- 六、演習に現役部隊の指導を受くることは極めて必要にして殊に直接日進月歩の戰術に基づく嶄新なる戰鬪法に接するは在郷軍人青年の軍事智識を向上する爲絶好の機會を得るものとす然れども隨時に現役部隊の參加を需むることは極めて困難にして殆んど不可能なり蓋し諸隊の年中行事は毎年教育年度の始に於て計畫せられ各種の演習檢閱等殆んど餘日なきを以てなり故に此種の演習に現役部隊の參加を求めるべく欲せば教育年度の始めに於て現役部隊と交渉し比較的妨なき時期に於て其承諾を得置かざるべからず殊に演習地遠く參加現役部隊の宿營を要するものにありては經費の關係を生ずるを以て其目的を達すること容易ならざるなり本演習に現役部隊の檢閱後の歸營行軍を利用して演習參加を要請し得たる如きは偶然の好機會を得たるに由るものとす
- 七、師團管理兵器の借用は甚だ億劫にして面倒なり殊に遠隔せる各所にする運搬分配に於て然りとす宜しく細密周到の計畫に依り運搬の確實と破損亡失の豫防を完全ならしむるを要す其借用返納に關しては當事者と遺漏なき協定を遂げ双方の諒解を充分ならしめざるべからず
- 八、演習に空包少きは觀衆をして戰場氣分を味ははしむること難く實戰的光景に遠ざかり從つて士氣振

はす演習の効果を減殺す故に勉めて多數を準備するを要す殊に砲火は戰場一般の士氣を增長し觀衆の軍事的印象を深からしむ本演習に於ては砲兵を假想し砲火代用煙火を放ち僅に歩兵砲の空包數發を發射したるに止まりしも猶一部の目的を達成し得たり機關銃の空包は演習當事者及觀衆の興味を引くこと大なるも之が拂下を許されず漸く現役部隊の殘彈を使用し他は代用爆竹を用ひたるも其爆聲甚だ低く寧ろ滑稽に似たり研究を要す空包の準備は決して等閑に附すべからざる一事とす

九、此種の演習に於て演習當事者及民衆一般をして徹底的に諒解せしむべき一要件あり即ち我國軍裝備の甚だ劣弱なるに處すべき一信念なりとす飛行機、戰車、瓦斯等の如き科學戰術に研鑽之れ日も足らず質に於て量に於て甚だ優れる歐米に比し貧弱なる我國軍有事の日に於ける覺悟は國民均しく深く銘すべき所なり他なし「勝敗の數は必ずしも兵力の多寡裝備の優劣にのみ依るものにあらず精練にして且攻擊精神に富める軍隊は此等物質的威力を凌駕して克く戰捷を完うし得るものなり」てう歩兵操典綱領中の格言なりとす吾人は此種演習を機とし物質を重んじ精神を輕せんとする邦人をして須らく攻擊精神は所謂剛健敢爲進取決行の氣象にして成效發展の基礎たる眞意を了解せしむるに努めざるべからざるを信す

附 記

本演習準備計畫に參與せし分會長を左に錄す

知多郡聯合分會長步兵大佐菅沼來同副長步兵大佐高井種次郎、横須賀町分會長步兵少佐清信一、

大野町分會副長砲兵少尉萩原憲三、常滑町分會長三等軍醫須知哲一郎、大野町分會長步兵特務曹長森田五郎、鬼崎村分會長海軍二等機關兵曹山下九一郎、旭村分會長步兵伍長吉川悅次郎、三和村分會長工兵伍長竹内常二、八幡町分會長輜重兵伍長石川代二、岡田町分會長步兵上等兵竹内仁一

結 言

本演習は上下の協戮に依り幸に好成績を以て終了したり吾人は感慨無量なると共に一の力強き自信を得たりそは人心の和合一致團結の力にして精神一到何事か成らざらんとの格言を實感したるなり天は艱難を厭はず誠悃を捧ぐる者に光輝を與ふ時局に奮起し正義に立ちて國民精神の萎靡衰退を挽回せんと三千の軍人青年が勞苦を顧みず渾身の奉仕を獻げたる効果は之を觀衆の聲に徵するを得べし

由來邦人の尚武を重んじ忠勇義烈の血の綿々として民衆に流るゝは覆ふべからざる事實にして之れ即ち我國精神の特徵なり之を無視せんとして能はず之を忘れんとして能はざるは尚人體の血を空うせんとして能はざるが如し然れども此義を解せざるの徒は往々物質的利欲に迷ふて精神的特徵を輕視するに至らんとす吾人は此の如き迷妄を一掃して國民を正義の光明に浴せしむべきなり

青少年の血も均しく同胞の血なり然れども氣に勝つの青少年は往々輕舉妄動の爲め常軌を逸するものあ

らんとす玉磨かざれば光なし何ぞ切磋琢磨を欠きて可ならむや吾人一たび誠意を披ひて指導に立たんか
彼等は歡喜して隨はん家事に忙はしき餘暇僅に寸時の軍事訓練を勵行して得たる効果は本演習に微する
が如し隊伍に列して現役兵と共に活動するは彼等の大に歡迎する所なり
然れども青少年中否壯年中にも或は非國民的主義者の宣傳誘惑に或は空想的輕文學の耽溺に或は生活難
等の爲に國を疑ひ家を忘るゝの徒なきにあらず況んや反國家主義反軍事教育主義の黨輩は最高學府にす
ら其の鋒銃を逞ふしつゝあるに於ておや此の如きは因より軍事教練の意義を解せざる一部少數の輩なら
んも吾人は將來此の如き徒の世に益々多からむことを思ひ純忠正義の團體を努めて强大ならしめ以て彼
等の撲滅を期せんことを望まざるべからず此の意味に於て在郷軍人青年の此種演習を屢々せんことを思
ふ豈唯觀衆をして一時の壯觀に醉はしむるに止まらんや

終

大正十五年二月二十二日印刷
大正十五年二月二十五日發行

【非賣品】

愛知縣知多郡大野町字高須百〇壹番地

發行人兼

菅 沼

編輯人

愛知縣知多郡半田町字北條壹番地

印刷人

日 比

編輯人

愛知縣知多郡半田町字北條壹番地

印刷所

合資社

郁 文 舍

發行所

愛知縣知多郡役所内
帝國在郷軍人會知多郡聯合分會

終